

株式等振替決済口座管理約款 新旧対照表

2022年8月26日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>第25条（配当金等に関する取扱い）</p> <p>1. お客様は、預金口座等（金融機関預金口座または株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座）への振込の方法により配当金または分配金（以下「<u>配当金等</u>」といいます。）を受領しようとする場合に、<u>当社に対して発行者に対する配当金等を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をしていただきます。</u></p> <p>2. <u>当社は、当社を経由して機構に登録した一の預金口座等への振込により、お客様が保有する全ての銘柄の配当金等を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）の取次ぎの請求を受け付けておりません。ただし、お客様が当社以外の証券会社等を経由して配当金等振込指定の取次ぎの請求を行っていただいた場合には、登録配当金受領口座方式、および発行者から直接お客様に対して配当金領収書が交付される方式を選択されたものとして取扱います。</u></p> <p>3. お客様は、発行者から支払われる配当金等の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金等の支払いを行うことにより、お客様が配当金等を受領する方式（以下、「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用するものとして、<u>当社に対し、配当金等振込指定の取次ぎの請求をいただいたもの</u>といたします。</p> <p>4. <u>お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎの請求をする場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただ</u></p>	<p>第25条（配当金等に関する取扱い）</p> <p>1. お客様は、預金口座等（金融機関預金口座または株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座）への振込の方法により配当金または分配金を受領しようとする場合に、<u>当社に対し、発行者に対する配当金または分配金を受領する預金口座等の指定（以下、「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当社では一部の配当金等振込指定の取次ぎの請求を受付けておりません。</u></p> <p>2. <u>（新設）</u></p> <p>2. お客様は、発行者から支払われる配当金または分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金または分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金または分配金を受領する方式（以下、「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用する場合には、<u>当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</u></p> <p>3. <u>前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎの請求をする場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたもの</u></p>

いたものとして取り扱います。

(1) お客様の振替決済口座に記載また記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

(2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当該他の口座管理機関または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

(3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

(4) お客様に代理して配当金等を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金等を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金等の受領割合等については、発行者による配当金等の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

(5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金等を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金等の支払債務が消滅すること。

(6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

イ 特別口座に記録されている株式の名義人である加入者の場合

㊦ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金等の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者として通知されている場合

㊧ 機構加入者

㊨ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式(当該株式の銘柄が振替株式であるものに限

として取り扱います。

(1) お客様の振替決済口座に記載また記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

(2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量に係る配当金または分配金の受領を当該他の口座管理機関または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

(3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

(4) お客様に代理して配当金または分配金を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金または分配金を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金または分配金の受領割合等については、発行者による配当金または分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

(5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金または分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金または分配金の支払債務が消滅すること。

(6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

イ (新設)

㊦ 機構に対して株式数等比例配分方式にもとづく加入者の配当金または分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

㊧ 機構加入者

㊨ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式(当該株式の銘柄が振替株式であるものに限

る。)の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者または会社法第 225 条第 1 項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者の場合

(7) お客様が株式数等比例配分方式により受領した配当金または分配金を当社が預り金として取り扱うこと。

(削除)

る。)の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者または会社法第 225 条第 1 項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

(7) お客様が株式数等比例配分方式により受領した配当金または分配金を当社が預り金として取り扱うこと。

4. 株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。